

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十一） 下山房雄（かながわ総研元理事長）

2013年9月18日午前の神奈川最賃裁判第11回。この日の原告側の行動は、この頃のパターンで①9:15～前段行動：裁判所前での宣伝行動集会 ②裁判参加 ③後段行動：日本大通り近傍デモ&報告集会、正午近く解散—これらを百人余の結集で行なった。傍聴参加は、9:40の抽選時点では定員84人以内で抽選無しの経過だったが、その後駆けつけた人で結局91人になり、傍聴席は満席だった。私の要請でサポーターになって頂いた全国20人近くの友人の一人＝牧野富夫さんも参加した。原告五十名ジャスト、サポーター三百余名で始められたこの裁判は、原告百名、サポーター千名をそれぞれ越す発展を獲得してきた。しかし「原子カムラ」要人33名に対して一万5千名近くの告訴・告発人が組織され（私も参加）闘われている福島原発告訴団の運動（先月の東京地検の不起訴決定に対して検察調査会申し立ての段階）が国民的規模にまで発展したと言えるのに、我が裁判闘争は未だ未だだ。本稿読者が一層の支援に加わって下さることを期待しつつ、傍聴記を書き続ける。

①前段行動

神奈川生協労組の安部さんと北海道労連の出口さんがスピーチ。安部さんは毎年神奈川労連推薦で神奈川最賃審議会委員に立候補するが、今年もハネられた人だ。全労連系からの委員の選任は、地方労働委員会については突破口が開かれ、全国的に多少はなされるようになり、神奈川労連の水谷議長も県労委委員として大活躍なのだが、最賃審議会は委員を全労連系からは選出しないという不当な国策がなお貫徹している。われわれの裁判の過程で、被告は、公労使三者の意見を十分に組み上げて民主的に最賃金額を決定している旨の叙述を「準備書面」で折々行っているが、「労」は連合系からしか選ばれず、「公」も科学的に公正な主張を断乎貫こうとするような人士は殆ど選ばれない不当不公正な委員構成になっているのだ—といったことを想起しながら挨拶を聴く。

出口さんは、神奈川労連に続いて裁判を起こしそうな地方労連の一つ＝北海道労連の事務局長。困難はあるが、神奈川に学んで神奈川に続けるように頑張りたいとの挨拶。

②裁判参加

②-1 口頭陳述：原告側が努力して恒例にしている「原告陳述」の今回は、予定していた人が勤務の都合でダメになり急遽ピンチヒッターに立った33歳の女性である。「このままではママ殺されちゃうよ」との小4・長女の言で、浪費癖と家庭内暴力の夫と別離を決意、現在、離婚調停中。子供5人を抱え、900円/時×4時/日×5日/週＝18,000円/週（月収約8万）の賃金収入での苦しい生活を陳述した。「自分が5人を養っていく立場になって初めて、このような低い時給、最低賃金では生活していくことができないことに気付きました。裁判所におかれましては、私たちの生活実態を見て、最低賃金を引き上げる判断をしてほしいと思います」が彼女の堂々たる陳述の結びである。因みに、今回陳述原告の事例で社会保障給付を計算すると約10万円/月となる（児童手当6.5万円、母子手当4万円余）。賃金と併せ18万円の月収では6人家族が自立して暮らすことは到底できない。

彼女の陳述によって、私は今までの原告陳述とも重なる以下のような重要論点を考えさせられた。その第一は、総評の賃金綱領草案（1952年）における「全国一律8千円」の法定最賃制確立提起以来、日本で展開されてきた最賃制闘争の目標が単身者賃金で設定されてきていることを発展させなくてはならないとの思いが高まったことだ。「全国一律最賃」要求闘争で理念として大きく想われていたのは、フランス現行最賃SMICの前身SMIGで

あった。その設定根拠となったのは単身者生活費だ。フランスは児童手当などの社会保障給付が日本に比べて充実しているからそれでよいのだろう。しかし、児童手当の存在しないアメリカでの最賃論議では、子どもを養える世帯＝家族賃金が問題になっている。働く人本人一人が生活できるとの基準は、先ずなによりも実現せねばならぬ基準ではあるが、児童手当充実で拠って、子どもは社会が育てるシステムを構築せんとする民主党鳩山内閣の意義ある政策展開が、自公内閣復活で潰されようとしている現状では、アメリカ状況を前提に世帯＝家族賃金を最賃基準の一つとして設定すべきではないのかと考える次第だ。せめて子供一人分の生活費を上乗せすべきだ。夫婦二人就労で子ども二人が養育できなければ、日本民族は人口論的に滅亡する。幼時から三人以上の集団での社会生活的陶冶の訓練を日常生活で行う場としての子ども三人以上の家族がかなりの程度存在することが、国民の品性資質に意識的共同性社会性が備わるためにごく有用な条件となるとの私の持論からすると、日本国の人口論的滅亡の途は、絶対に歩んではならない途なのだ。

因みに後述の原告準備書面（8）で引用されている日本批准の最賃関連国際条約（ILO 131号条約、国際社会権規約）は「労働者及びその家族の必要」の充足を最賃金額決定に当たって考慮すべしとしている。

論点第二。パート的労働では収入拡大のために労働時間延長を希望しても、その実現が容易でない現実なのに、被告＝国側は月労働時間労基法上限値の173.8時間でよしとしている。今回陳述の原告の場合、二ヶ月前に一日3時間の契約を「会社に頼み込み」4時間にしてもらうことができた。それでも月86.7時間で、国の基準値＝173.8時間の半分だ。

論点第三は、憲法25条の理念に基づくと明記される生活保護法とリンクするのみならず、「健康で文化的な最低限度の生活」保障を文言的にも書きこんだ改正最賃法9条3項に関わる。被告準備書面（4）では、生保基準計算方法において中賃公益委員が「最低限の生活水準とは、先ずは衣食住について考慮すべき」とする判断、法9条3項の規定に明示的に反する公益判断が、平然と引用紹介されている。

ところで毎回の原告陳述では、交際付き合いの費用が支出できず、社会的排除状態におかれていることが訴えられたことが多かった。今回原告陳述ではそれが、子どもにも及んでいることが示された。息子二人が各・月2,500円を払って通うサッカークラブに加えて「長男は本当にサッカーが好きで、他の子たちと同じように平日のスクールに通いたい」のだが、「さらに月8,000円の月謝を払う余裕はありません」ということや、フラダンス教室に週一回通うのを「いつも楽しみにしていた」娘二人に対し、大変な状況を説明して教室を休ませていることなどである。

②-2 書面やりとり：A4×26頁の原告準備書面(8)及びA4×9頁の被告準備書面（8）それぞれの提出が確認され、前者については田淵弁護士から概要の口頭陳述が為され、後者は書面提出のみとの例のパターンで経過したが、後者については大川弁護士からの鋭い質問がなされ、被告側弁護士は、もごもご言って明解に応答はせずのこの裁判では珍しい口頭やりとりが行われた。

まず被告国の主張への総括的反論となっている原告準備書面（8）を読んで、私が重要と受け止めた主張を紹介する。

第一には、国が「通常の事業の賃金支払能力」を過大に重視して、生保一最賃比較計算方法を歪めているのみならず、その不当な計算方法に基づく逆転額の解消さえ5年も先送りしてきたとの指摘が為される。最賃法1条が定める法の目的（「労働条件の改善」「労

働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」)に照らせば、9条2項が最賃金額決定に際して考慮すべきとして挙げる「労働者の生計費」「賃金」「支払能力」のうち「生計費」こそを第一義的に考慮すべきだったのに、そうしなかったとの批判である。

私が付加的に言うことを許されるなら、少なくとも生保―最賃比較計算の局面では「支払能力」を一切考慮せず、憲法25条の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を国が行政上確保している建前になっている生保基準を全労働者が享受できることを実現する立場が堅持されねばならなかったと言いたい。それで計算された逆転額の解消を即時にやるのか何年か掛けてやるのかの判断局面で「支払能力」を考慮するとの手順にすべきだった。

なお原告準備書面(8)では、関連して、最賃ILO条約でも、各国最賃制度においても「賃金支払能力」を最賃金額決定基準に挙げていないことも指摘している。「賃金支払能力」をも考慮して最賃を決定すべしというのは日本特殊の状況なのだ。この点についても、私が追加的に述べるならば、この「支払能力」規定は業者間協定(労働市場買い手カルテル)を最賃制の基礎と置く59年制定の最賃法以来のもので、そのニセ最賃制の内容に相応しいものであった。最賃制度運営への労資対等の参加を謳うILO26号条約違反の59年法を、当時の政府は公労使三者構成の審議会で審議するので問題ないと強弁していた。それなら、労働市場売り手カルテル、つまり労組が自主的に組合規約で決める賃金(ユニオン・ルール)も並行して最賃制の基礎とせねば、労資対等ではない。結局、政府は59年法ではILO26号条約を批准できず、最賃制が無い国との国際的批判を受け続けた。また全国一律最賃制実現が春闘ストにおける統一要求に掲げられることにもなり、68年法改正が実現した。それで現行の審議会方式に移行したのである。その改正の際に「支払能力規定」も削除すべきであった。削除しなかったのは、立法の欠陥だ。できるだけ「支払能力規定」を後景に遠ざける法解釈が為されねばならぬ所以である。

原告準備書面(8)の重要点第二は、それが次の主張を行っている点である。―「公益委員が、最低賃金と生活保護とを比較する方法を決定するに際して、使用者委員の意見に全面的に与して、計算方法に関する労働者委員の意見を一つも採用することなく、現在用いられている計算方法を決定したことは、本来、中立であるはずの公益委員が中立性を放棄したに等しい」。

この主張叙述についても私の追加的コメントを書いておく。裁判の過程で、どう決めようが国の裁量権の範囲だとこの立場から、被告国は計算方法の正当性公正性を内容的に積極主張することを一切していない。叙述されているのは、最賃審議会でどう審議されてことが決まったかの経過説明のみだ。そしてその審議会審議は、労使が対立する点すべてで使用者意見を採用して審議会意見としているのである。原告側が「すべての労働者」を救済する視点から上限値をとることで一貫しようとしているのに、公益委員は、生保は働いていない人対象の制度だからとして、勤労しても生保受給となる人の場合に長年適用されてきた制度＝「勤労控除」を認めないという法外な使用者委員意見を取り入れ、また、生活扶助基準、住宅扶助基準では対象集団の7割が適用外となってしまう平均値を採用せよとの使用者意見を採り、対象集団の5割が適用されることになる中位数を採れといった中立的提案もしなかった。

重要点第三は、賃金の「今日的な問題」提起である。曰く、1997年以降「他の先進資本主義国が一貫して給与水準が向上しているのに比べ、わが国だけが給与水準の下落に苦し

むという極めて特徴的な現象が生じている」2002年～2008年の景気拡大期にも「労働者が給与の下落に苦しむ一方」だった。「長期の経済成長を謳歌したにもかかわらず、その果実が企業の内部留保→株主への配当ばかりに充てられ、労働者の賃金が改善されなかった」「今こそ」「被告には、最低賃金の大幅な改善が求められている」!!!

私の認識では、組合ほぼ未組織あるいは極少数状態であった戦前期を含め、好況期に賃金が低下したのは、日本資本主義史上初めてだ。そして、それは1975年以来の「日本型所得政策」＝国家権力に拠らず労使自治の範囲でのつまり組合協力体制での賃金凍結政策の超貫徹なのである。組合の団体交渉に拠る問題解決が困難なこの状況では、国家権力に拠る社会政策の出動が期待される。原告準備書面(8)は、そのことを書いていると私は理解した。

さて被告準備書面(8)に移ろう。これは「本案前の主張について補充して主張する」から始まり「第1 原告らは本件訴えの原告適格性を有しないこと」「第2 「重大な損害を生ずるおそれ」がないこと」の叙述展開を経て、「本件訴えは不適法であり、速やかに却下されるべき」で結ばれる書面である。つまり裁判の第1回から第3回までの期間に争われ、2012年2月に被告がその点での中間判決は求めないとの意思を裁判所に伝えて一応棚上げにした問題を蒸し返して「訴訟の対象となる行政処分には当たらない」「原告主張の原告適格を基礎づける法的利益は抽象的かつ不明確で特定個人の個別的利益としての実質を有していない」などを主張するものだ。裁判が本論に入った以降、国の大幅な裁量権があり不当ではあれ適法との不遜な主張を重ねる被告が、改めて最終判決で本論に触れるまでも無く門前払いで原告敗訴に導こうとして行った営為か。

この準備書面に対して法廷で大川弁護士が「最賃法違反の使用者は刑事罰で罰せられるがそれでも処分性が無く訴訟の対象にならないとの主張か」との質問を行なった。が、対する被告弁護士の言は傍聴席では全く聞き取れなかった。次回裁判(11月27日午後)以降、この裁判入口問題での議論が文書あるいは口頭で再び交わされることになる際に、理解を深めたい。

③後段行動

裁判後の横浜地裁周辺デモの写真が、左翼マスコミ＝しんぶん赤旗の20日付けの報道「子の成長にも収入で格差が… 最賃裁判口頭弁論 5子の母訴え」で北海道から沖縄にまで伝えられた。デモ最前列に水谷・労連議長に並んで、畏友・牧野富夫兄、小越洋之助兄が、横断幕を掴んで歩んでいる。帽子をかぶった私は2列目、水谷議長の後ろに田淵弁護士と並んでいる。

デモ終了後の報告集会(於：横浜合同法律事務所大会議室)での諸発言は、いずれも有用だったが、人生の困難な局面に立たされながらも勇気をふるって法廷陳述を行った女性原告の発言に特に感銘を受ける。社会の低賃金を何とかしなくてはと多くの人々が行動していることを経験し、今後いろいろ学んで行動参加をしていきたいとの趣旨の発言だった。

裁判は今後、個々の原告の損害立証の段階に入るが、来春に佐村裁判長が多分異動になるので、裁判進行はやや遅れるだろうとの田淵報告や、水谷議長が神奈川県労委使用者委員との談話で聞き出した神奈川地賃審議での裏話の紹介などもあった。今回の神奈川最賃改訂は、中賃目安+19円より1円安い+18円で決まりそうになったが、交代辞任直前の一人の公益委員が目安通りの決定を強く主張し、投票の結果+19円となったといった裏話である。公益委員のこの程度の気骨ある行動も、珍しい話しなのではないか?(10月1日)